

## 交渉結果報告書

市長公室 人事課

**交渉内容** 特殊勤務手当の見直しについて  
**交渉日時** 平成21年8月24日(月) 16時～17時00分  
**交渉場所** うじ安心館3階 大会議室  
**交渉出席者** 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長  
秋元主幹 蒲原主幹 山田給与係長  
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等  
計11人

概要	
組合側の主張	<p>なぜこの時期に提起したのか。</p> <p>特殊勤務手当の見直しについては、前回平成8年度において、20数年ぶりに3年の月日をかけて見直しされた。このように特殊勤務手当については、より慎重な職場での議論が必要。本来、危険等の要件については、労働環境の改善が本筋。前回の見直しで一定の整理をはかっており、業務の状況が大きく変わらない中、「市民理解を得られる」という基準は抽象的であり、きちんとした説明が必要。</p> <p>支給内容の見直しを図るものについては、廃止や金額を下げるだけでなく逆に新設や上げていくべきものもあるはず。</p> <p>変則勤務手当については週休2日制導入時において、当局側も必要であると認めて設置してきた経過がある。</p> <p>今回は方向性のみの提起と認識している。次回において、見直し額や名称などの具体的な提起があるということによいか。</p>
当局の主張	<p>人事給与制度の見直しに向け、ご意見や進行状況の管理をいただいた人事給与制度改革推進委員会の現委員任期終了が、平成21年9月初旬となっている。今回の特殊勤務手当の見直しの方向性の提起により、提言いただいた32の見直し項目全てに着手できたと認識しており、今後については、基本的に当局と職員団体の交渉において解決するべきであると考えている。平成21年8月27日において、現委員任期中最後の委員会があるので、事前に提起したものである。</p> <p>提起内容にあるように、平成22年4月1日より見直しを図るので、来年の3月議会がリミットと考えている。「市民理解」については明確な根拠は持てないが、手当の支給趣旨である著しく危険、不快、不健康または困難な業務その他の著しく特殊な勤務といえるかどうか、本来業務であるのに支給していないかを基本に見極めていきたい。</p> <p>金額を下げるだけとは限らない。全国の手当の水準を見て判断していきたい。</p> <p>次回の提起において詳細を提示する。</p>